

<釧路湿原自然再生事業：雷別地区自然再生事業実施計画の概要>

1. 実施主体

林野庁北海道森林管理局（釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター）

2. 自然再生の対象となる区域

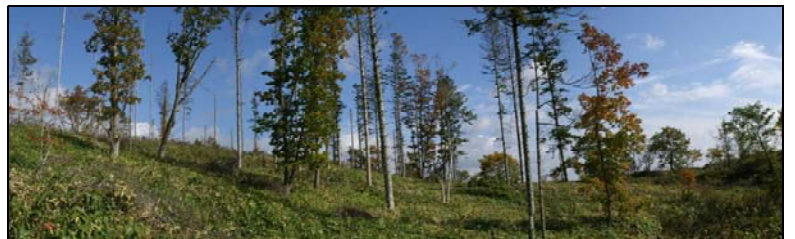
釧路湿原の北側に位置するシラルトロ沼流域上流部の雷別地区国有林293林班を中心とした区域。



3. 自然再生事業の実施内容

(1) 森林の現況

雷別地区国有林293林班周辺の70年生を超えるトドマツ人工林が、平成12年に立枯の被害（気象害）に遭い、疎林又は無立木状態にある。



293林班の現況（トドマツ立枯被害地）

(2) 目的

シラルトロ沼流域上流の森林の水土保全機能を高めるため、トドマツ林の気象害跡地で笹地となっている箇所を対象に森林再生を行う。

(3) 事業実施計画

① 森林再生の目標

郷土樹種（近隣の天然林試験地や雷別地区内天然林の調査結果等からミズナラ、カシワ、ハルニレ、ヤチダモ等）による森林を目標とする。

② 手法

保全、天然更新、人工植栽を組み合わせる行う。

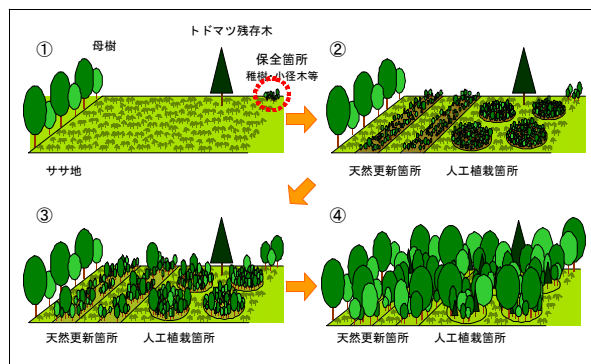
(4) その他

① モニタリング

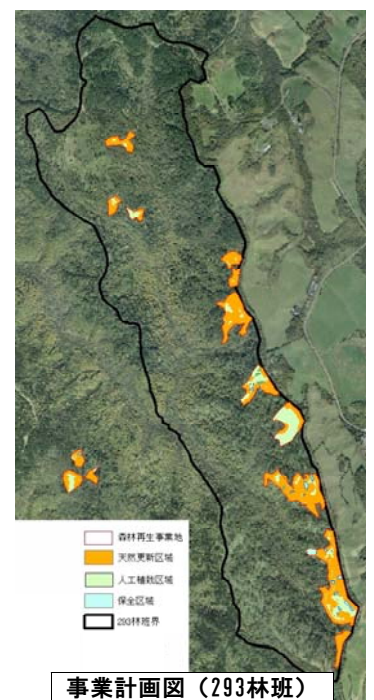
森林再生の主目的である森林の再生状況と森林再生に伴う自然環境及び水土保全機能の変化について行う。

② 市民参加

森林再生に伴う各種作業で、市民参加が可能なものについては、市民の参加の下に行うように努める。また、森林環境教育のフィールドとして活用する。



手法と森林再生の推移イメージ



事業計画図（293林班）

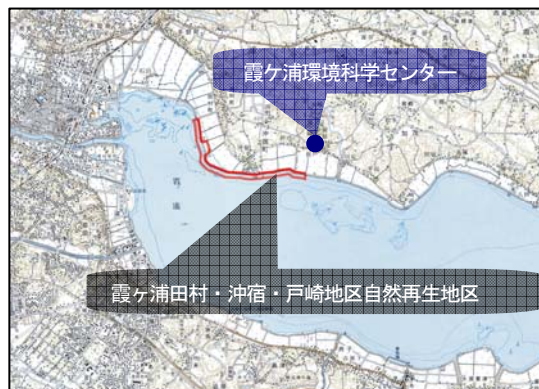
<霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【B区間】の概要>

1. 実施主体

国土交通省 霞ヶ浦河川事務所
(霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会)

2. 自然再生の対象となる区域

国土交通省霞ヶ浦河川事務所が所有する堤内国有地（浚渫土仮置きヤード跡）のあるB区間（西浦中岸6.5km～6.8kmにわたる湖岸）



3. 自然再生事業の実施内容

(1) 事業の目的

当区間の浚渫土仮置きヤード跡では既存堤防により陸と水との連続性を遮断されているため、湖岸堤防設置前の湖岸の形状や湖岸から陸域への連続性が失われている状況にある。このような現状は、多様な動植物が生育生息する場としては課題の残る湖岸構造である。

そこで、当区間では、以下の目的のもと、事業を実施する。

- ①治水に必要な施設を設け、既存堤防を一部開削することにより、浅水域、静水域、深場を持つ湾入部などの湖岸環境を整備する。
- ②湖岸帯の既存植生や、ヤードに残された湿地帯は可能な限り保全する。
- ③複雑な湖岸線を持つ浅水域、静水域、浅場等を形成して、多様な生物の生息環境を再生させる。

(2) 事業内容及び期待される効果

<事業内容>

○堤防の施工

- ・既存堤防の背後地に堤防を設置する。

○堤防設置後の基盤整備

- ・堤内地には、底泥浚渫土があるため、流出の恐れのある部分の表土の置き換えを実施する。
- ・堤内においては、現存の在来湿地環境（ヨシ帯）をできるだけ残した上で、池、砂利浜、浅場、深場、静水域等の基盤整備を行う。

○開口部の設置及び現堤防の活用

- ・堤内地にある水域では水がよどむ可能性があるため、開口部を2箇所設置する。
- ・霞ヶ浦側へ浚渫土が流出しないよう置き換えを行う。
- ・新堤防に対して、消波機能を持つよう現堤防を活用する。



<期待される効果>

- ・多様な水深帯、水陸移行帯の場の形成により、湾入部状の湖岸地形が形成される。
- ・水際部には抽水植物が、浅水域や静水域には沈水植物の他、多様な生物の生息・生育の場が形成される。
- ・良好な景観の創出により人々が憩える場が形成される。
- ・人々の環境学習、交流の場が形成される。



自然再生の対象となる区域位置図